

トーコーケア訪問介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社トーコーケア が開設する トーコーケア訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、指定札幌市訪問介護相当型サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態等（以下「要介護者等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護、指定札幌市訪問介護相当型サービス（以下「指定訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 トーコーケア訪問介護事業所
- 二 所在地 札幌市中央区北2条東7丁目82番地ラポール永山公園 1F

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 二 サービス提供責任者 1名以上（常勤1名以上）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び札幌市訪問介護相当型サービス計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等 3名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。
- 四 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 指定訪問介護等の提供は、365日、24時間、おこなう。

(指定訪問介護等の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護等の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

2 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、その1割と2割又は3割の額とする。

- 一 指定訪問介護

厚生労働大臣が定める基準により算定されたサービス費用基準額

- 二 指定札幌市訪問介護相当型サービス

札幌市長が定める基準により算定されたサービス費用基準額

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 通常の事業の実施地域を越えて行う場合1kmにつき 30円

(※この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること)

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

指定訪問介護	札幌市全域、石狩市及び江別市
指定札幌市訪問介護相当型サービス	札幌市全域

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、サービスの提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 訪問介護員等は、前項の対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の防止をはかるため、次の体制を有するものとする。

- 一 虐待の防止のための措置に関する責任者として、管理者を充てる。
- 二 管理者およびサービス提供責任者を構成員とする虐待防止検討委員会を設置し、次の事項を検討する。
 - ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ② 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待防止のための職員研修に関すること
 - ④ 虐待防止について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 従業者が虐待等(虐待及び虐待を疑うべき事案)を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

三 事業所は虐待防止検討委員会の内容を、従業者に周知する。

四 事業所は、従業者に対する虐待防止のための研修を、定期的（年 1 回以上）に実施するとともに、新規に職員を採用した際には、虐待防止のための研修を行う。

2 事業所において虐待等を発生した場合の対処方法は、次のとおりとする。

一 従業者は、虐待等を発見した場合は、速やかに、これを虐待防止検討委員会の構成員に報告するものとする。

二 前号の報告を受けた構成員は、直ちにこれを管理者に報告し、管理者は、速やかに虐待防止検討委員会を招集し、市町村への通報内容、事実関係の確認、虐待を受けた者に対する保護の方策を検討する。

三 虐待防止委員会は、事実関係の確認の結果を受けて、その内容を分析し、再発防止策を検討する。

四 事業所は、全各号の措置と同時に、市町村に対する通報を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 10 条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 1 カ月以内

二 継続研修 年 2 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社トーコーケアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。